

平成29年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画【自己評価】

調達等合理化計画(抜粋)	実施状況
<p>1. 調達の現状</p> <p>(1) 平成29年度の量研の調達全体像</p> <p>(2) 平成29年度の量研の一者応札・応募状況</p> <p>2. 重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 「研究開発等」に関する調達</p> <p>① 随意契約の場合の規程等の厳正な運用 【一般競争入札による調達が不可能な案件であって、やむを得ず競争性のない随意契約を行う場合には、量研内に設置された契約審査委員会(委員長は総務部長)において、量研の規程等との整合性及び契約請求金額の妥当性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けるとともに、事前及び事後公表を徹底することにより透明性・公開性を確保する。また、契約監視委員会において透明性、公開性、妥当性等の事後点検を受ける。】</p> <p>② 一者応札・応募案件の削減 【一者応札・応募案件について、平成28年度実績よりも件数・金額を減らす。】</p>	<p>1. 調達の現状</p> <p>(1) 平成29年度の量研の調達全体像</p> <p>少額随意契約を除いた契約件数は1321件、契約金額は225億円である。このうち、競争性のある契約は1186件、213億円、競争性のない随意契約は135件、12億円である。</p> <p>(2) 平成29年度の量研の一者応札・応募状況</p> <p>一者応札・応募の状況は、契約件数655件、契約金額89億円である。</p> <p>2. 重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 「研究開発等」に関する調達</p> <p>① 随意契約の場合の規程等の厳正な運用 契約審査委員会(31回開催、審査件数141件)において、競争性のない随意契約(少額随意契約、不落随意契約を除く。)について規程等との整合性及び契約請求金額の妥当性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けた。また、契約監視委員会において競争性のない随意契約について、透明性、公開性、妥当性等の事後点検を受けた。調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p> <p>② 一者応札・応募案件の削減 一者応札・応募については平成28年度実績と比較して件数では49件の増、金額では19億円の増となり、平成28年度実績の件数・金額よりも削減することができず未達成となっている。件数増については核融合(ITER)関係の特殊な物品製作等の契約案件が平成28年度よりも多く一者応札となったこと、また金額増については平成28年度まで単年度契約で行ってきた放射線医学総合研究所の設備の運転・維持管理業務等の契約案件を複数年契約としたことなどが主要な要因である。</p>
<p>(2) その他の業務に関する調達</p> <p>その他の業務に関しては、事務用パソコンの一括調達、単価契約の推進、他の法人の調達成功事例の導入及び下記3. 調達に関するガバナンスの徹底を行うことにより、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。 【事務用パソコンの一括調達の実施、単価契約品目の追加の検討、他の法人の調達成功事例を調査し導入を検討する。】</p>	<p>(2) その他の業務に関する調達</p> <p>事務用パソコンの一括調達を実施するとともに、単価契約品目(試薬品:1品目、医療器具:1品目)の追加を行った。また、調達の際には他の法人の調達成功事例を参考としている。調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
<p>3. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 調達に関する規程類の周知</p> <p>量研として、統一的な調達制度の運用を徹底するため、必要に応じて量研の規程類の見直しを行い、職員への周知を図る。</p>	<p>3. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 調達に関する規程類の周知</p> <p>変更契約の手続き方法や帳票様式の見直しを行い、見直した結果を職員へ周知した。調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>

調達等合理化計画(抜粋)	実施状況
<p>(2) 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>競争性のない随意契約による調達を予定する案件(少額随意契約、不落随意契約を除く。)については、事前に契約審査委員会において、量研の規程等との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けるとともに、契約監視委員会から事後点検を受けるシステムとする。</p> <p>ただし、病院の運営に関連し、患者へ使用する必要がある装置の故障により、治療に支障を生じている場合や、各拠点において重要な研究機器の故障により研究業務に多大な支障が生じており、緊急に修理をしなければならないといった緊急性が高い場合等、やむを得ないと認められる場合は、事後に契約審査委員会に報告を行うこととする。</p>	<p>(2) 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>競争性のない随意契約案件(少額随意契約、不落随意契約を除く。)については、事前に契約審査委員会において、量研の規程等との整合性及び契約請求金額の妥当性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けた。また、事後に契約監視委員会において点検を受けるシステムとしている。</p> <p>調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p> <p>装置の故障により、病院の運営に関して治療計画等に支障が生じ、放医研を利用される患者に迷惑がかかるおそれがあるため緊急修理の調達を行った。また、拠点において台風による災害復旧のための緊急の調達を行った。本緊急の契約案件については、事後に契約審査委員会に報告した。(装置の修理2件、災害応急復旧1件実施。)</p> <p>調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
<p>(3) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>調達に関する内部チェックマニュアルにより、調達に関する相互牽制機能を構築するとともに、調達担当職員を対象に本マニュアルを利用した研修を行い、不祥事の発生の未然防止・再発防止に取り組む。</p> <p>また、他の法人において不祥事が発生した場合には、情報を収集・分析し、規程、マニュアル等へ反映する必要があるかを確認し、必要がある場合には修正し、周知を図る。</p>	<p>(3) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>調達に関する内部チェックマニュアルの見直しを行い、調達に関する相互けん制機能を構築した。また、各拠点の調達担当職員を対象に本マニュアルを利用した研修を行い、不祥事の未然防止に取り組んだ。</p> <p>調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p> <p>文部科学省が所管する独立行政法人において、契約に関わる不祥事は発生していない。</p>
<p>(4) 競争性のない随意契約結果の公表</p> <p>競争性のない随意契約(少額随意契約を除く。)を行った場合には、随意契約の透明性を確保し、公平性、妥当性が確認できるよう理由などを付けて毎月公表する。</p>	<p>(4) 競争性のない随意契約結果の公表</p> <p>競争性のない随意契約(少額随意契約を除く)については、理由などを付けて毎月公表を実施した。</p> <p>調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
<p>4.自己評価の実施</p> <p>調達等合理化計画の自己評価については、年度終了後に契約監視委員会の点検を受け取りまとめを行い、6月末日までに自己評価結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告する。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。</p>	<p>4.自己評価の実施</p> <p>平成28年度の調達等合理化計画の自己評価については、平成29年4月に自己評価を行ったのち、契約監視委員会の点検を受け、6月27日に自己評価結果を公表するとともに、文部科学大臣へ報告した。</p> <p>調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
<p>5. 推進体制</p> <p>(1) 推進体制</p> <p>本計画に定める各事項を着実に実施するため、中村雅人理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により、調達等合理化に取り組む。</p>	<p>5. 推進体制</p> <p>(1) 推進体制</p> <p>変更契約の手続き方法や帳票様式を統一化し、契約事務の適正な執行や合理化を図った。</p> <p>調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>

調達等合理化計画(抜粋)	実施状況
<p>(2) 契約監視委員会による点検</p> <p>監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置し、本計画の策定及び自己評価の際に点検を受けるとともに、契約事務取扱細則に規定する競争性のない随意契約(少額随意契約及び不落随意契約を除く。)、一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を受ける。契約監視委員会の審議概要を公開するとともに、契約監視委員会から意見又は改善の指導等を受けた場合には、対処する。</p>	<p>(2) 契約監視委員会による点検</p> <p>平成29年6月8日の契約監視委員会において、平成29年度調達等合理化計画の策定及び平成28年度調達等合理化計画の自己評価の際に点検を受けるとともに、契約事務取扱細則に規定する競争性のない随意契約(少額随意契約及び不落随意契約を除く。)、一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を受けた。契約監視委員会の審議概要を公開するとともに、契約監視委員会から意見等を受けて、その意見に従い対処した。調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
<p>6.その他</p> <p>調達等合理化計画については、量研のホームページにて公表する。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、契約監視委員会の点検を踏まえて調達等合理化計画の改定を速やかに行う。</p>	<p>6.その他</p> <p>平成29年6月に調達等合理化計画を策定し、平成29年6月8日に契約監視委員会の点検を受け、6月27日に量研のホームページにて公開した。調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
	<p>7.自己評価</p> <p>契約の競争性、透明性及び公正性を確保するため、一般競争入札における応札者の拡大を図る取組を継続して実施するとともに、契約審査委員会による競争性のない随意契約の適正な審査や研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続きを実施しており、一部未達成の項目があるものの、平成29年度調達等合理化計画はおおむね達成していると評価できる。</p>